

第2期 京丹後市環境基本計画（案）

2019 ～ 2024

概略版

京丹後市
美しいふるさとづくり審議会

京丹後市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計によると40年後には現在の約半数にまで減少すると予想されています。また、21世紀末には国内の年平均気温は4.5℃上昇するとされており、日常化する極端な気象現象など世界各地で観測される気候変動、大気・海洋を通して世界でつながる環境汚染をはじめ、自然環境の劣化、生態系の混乱、温暖化の進行等といった地球規模の課題はグローバルに連鎖しており、これからの私たちを取り巻く環境変化の想定は、因果関係や見通しの不確実性を差し置いたとしても、後戻りできない変化として私たちの生活環境に影響を与えることが予測されます。

これらの環境変化は、社会の脆弱性を高める要因となる可能性があり、今ある社会構造が成り立たなくなる未来の到来を表すものであって、自然や人、活動それぞれ分野を越えて深刻な影響を各方面へ及ぼそうとしています。

一方、環境は、私たちの日常に存在するものであって、地域の適応力と持続可能性を指し示す重要な要素ともなり得るものであり、いわば地域や社会を創り出す源泉であるといえます。

私たちは、環境対策を「人間活動の抑制」とのみ捉えるのではなく、「新しい価値の創造」を楽しみと捉え、京丹後市の豊かな自然環境とここに暮らす人々の活動をひとつの環として、人が接点となり自然・ひと・活動が共生する持続可能性の高い地域づくりを目指します。

1-1. 計画の目的

本計画は、自然環境の保護と保全、脱炭素化・省資源化、廃棄物抑制と循環型社会の創造、生活、活動上の価値観の転換を通して、環境の変化を受け入れ適応していくことの認識を醸成しつつ、環境・社会・経済それぞれの分野別課題を統合的に解決していく市民社会を実現するための基本的な方向を示すものとします。

京丹後市が取り組むまちづくりを、環境視点から総合的かつ計画的に表し推進を図ることを目的として、本計画を策定します。

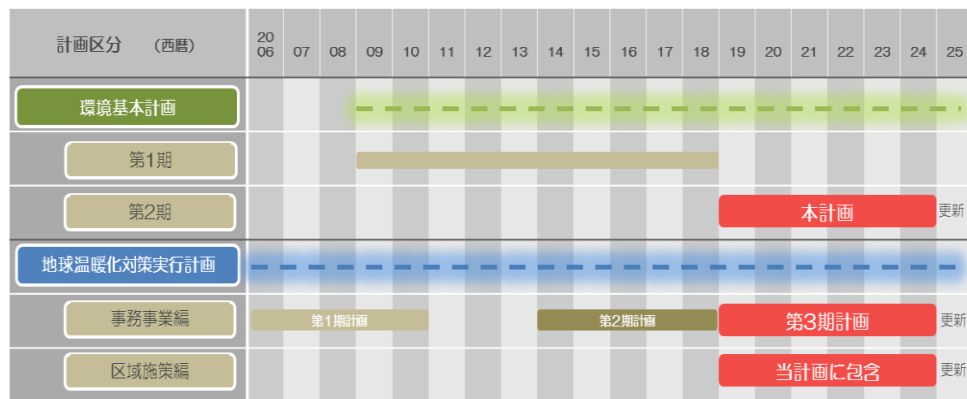
1-2. 計画の期間

計画期間は2019年度から2024年度までの6年間とします。

- 第2期京丹後市環境基本計画
2019年度 ～ 2024年度 6年間

【関連計画】

- 第3期京丹後市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕
2019年度 ～ 2024年度 6年間
- 初版・京丹後市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕
2019年度 ～ 2024年度 6年間 ※本計画に包含



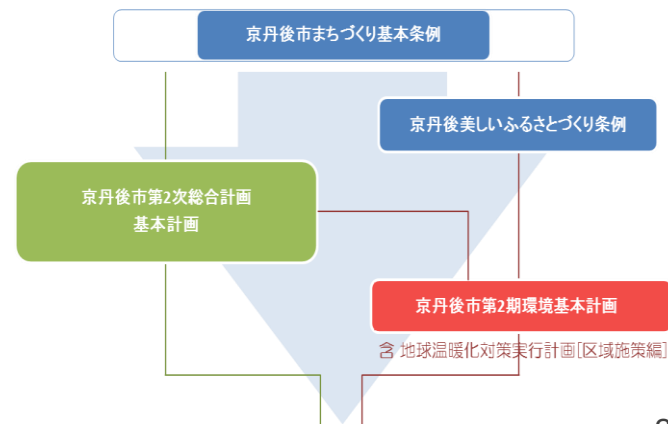
1-3. 位置付けと枠割

○京丹後市まちづくり基本条例(平成19年条例第54号)のまちづくりの基本理念、及びまちづくりの目標「美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちづくり」

○京丹後市美しいふるさとづくり条例(平成29年条例第15号)第8条

本計画は本市の環境行政の推進に関する基本的事項を定めるものであり、環境視点における各分野別課題及び目標を政策的に統合し、解決・達成を通して健全な地域環境の形成、自然環境維持・保全の推進を図ることを役割とします。

市は、環境対策が地域活力を高める一つの側面として位置付け、環境分野における諸課題に対し計画的に対策を講じつつその影響の緩和、回避、軽減、適応を進め、地域の付加価値や持続力を高める原動力とするべく計画を推進します。



2-1. 計画の骨子

(1) 持続的な環境資源の「利用」に努める

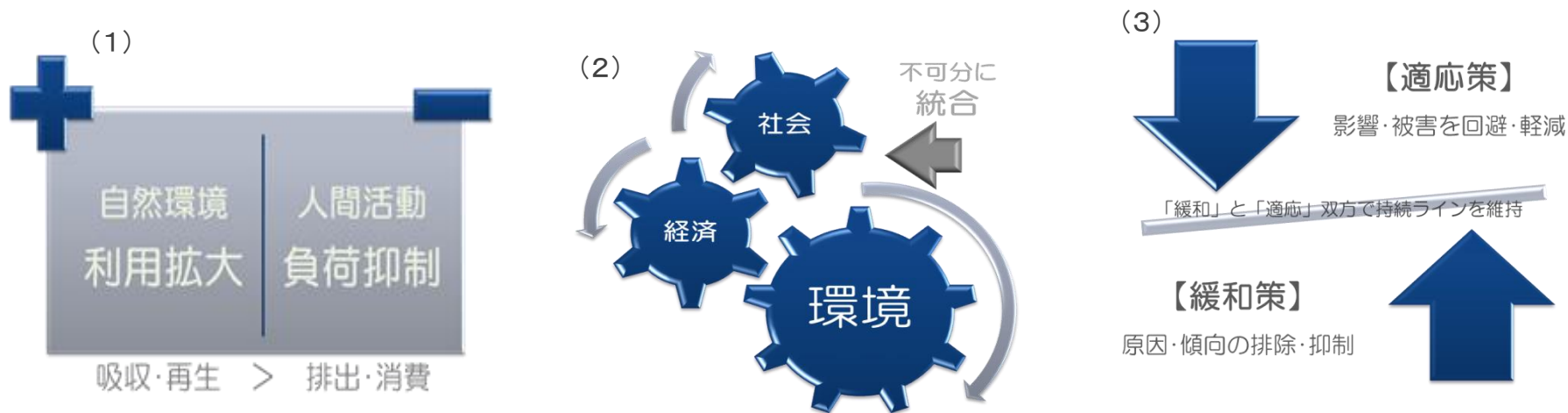
人の活動は全て地球環境の制約下にあることを再認識し、環境負荷・環境影響の回避と軽減、環境資源の「利用」に努める。

(2) 環境・社会・経済 3側面の「共生」を進める

相互に関連し複雑化する分野別諸課題に対し、社会・経済の分野に環境側面を密接な関係において取り入れ、持続的好循環形成の視点を持った3側面（環境・社会・経済）の「共生」に取り組む。

(3) 気候変動等環境変化への「適応」に取り組む

異常気象など気候変動、これら環境変化による直接的な市民への影響・被害に対し、変化を受け入れる体制と長期的リスクを捉えた影響回避・軽減のための適応施策の取入れを通し、「適応」の浸透を進める。



2-2. 連携と協調

(1) 持続可能な開発目標「SDGs」の考え方を活用

17のゴールと169のターゲットが設けられ全ての背景に環境問題があります。1つの行動によって複数側面からの統合的解決を生み出す特徴を持っています。

(2) 市既存施策への環境側面の補完

京丹後市には、上位計画にあたる総合計画・基本計画を中心に、多数の分野別の個別計画があります。本計画にあっては総合計画を中心とした各種の計画及び施策へ環境側面の調和を図る役割と協調が必要とされます。

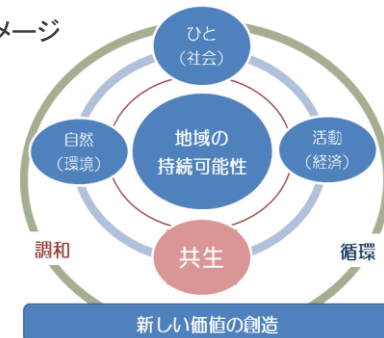


2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

3-1. 基本理念

「社会」「経済」へ“環境価値”の統合
～自然・ひと・活動が共生し、環をなすまちづくり～

3側面統合イメージ



【目指す社会モデル】

「自然(環境)」「ひと(社会)」「活動(経済)」が共生し、この環をもって持続する地域づくりを進めます。環境対策は、「人間活動の抑制」とのみ捉えず、新しい価値を創造できる楽しみに変えて取り組むことが重要です。環境・社会・経済、3側面の統合的課題解決を、京丹後市の豊かな自然環境とここに暮らす人々の活動の環として置き換え、結果として環境にやさしく、また、人々が多様な価値観と営みで潤う社会モデルを目指します。

3-2. 基本方針と環境ターゲット

I

自然環境 【保護と活用】

～自然環境と共生する豊かな市民生活の実現～

- ① 「自然環境」を守りましょう
- ② 「生物多様性」を維持しましょう
- ③ 「森・里・川・海」の恵みを活かしましょう
- ④ 「外来生物・有害鳥獣」から地域を守りましょう
- ⑤ 「不法投棄・公害」を防止しましょう

II

地球温暖化 【緩和と適応】

～脱炭素型地域社会の構築と気候変動への適応～

- ⑥ 「地球温暖化」の防止活動に取り組みましょう
- ⑦ 「気候変動」に適応する地域づくりを進めましょう

III

廃棄物・生活衛生 【抑制と処理】

～つくる責任・すてる自覚 抑制と適正処理～

- ⑧ 「廃棄物発生抑制」に取り組みましょう
- ⑨ 「廃棄物処理体制」の維持・強化を進めましょう
- ⑩ 「生活排水処理」の適正化に努めましょう

IV

限りある資源 【循環と再生】

～自立した持続可能な循環型社会の形成～

- ⑪ 「資源循環・再資源化」を推進しましょう

V

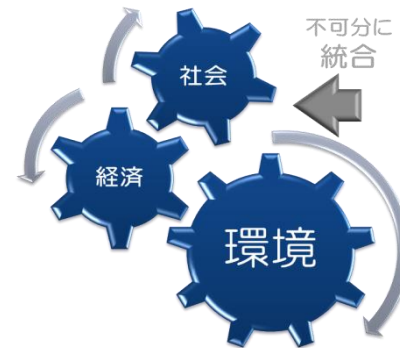
社会環境 【選択と転換】

～環境負荷抑制の選択、モノから質へ価値観の転換～

- ⑫ 「自然・ひと・活動」の好循環を進めましょう
- ⑬ 「公共施策」へ環境ターゲットの統合を図ります
- ⑭ 「環境共生の文化と価値観」を日常生活で育みましょう
- ⑮ 「人づくり」に環境を取り入れましょう

4-1. 実効性の確保に向けて

人々の全ての活動の側面には環境があることを再確認し、環境・社会・経済、自然・ひと・活動の一体的解決を横断的な認識とするとともに、機会を通して環境側面を調和させ、既存行政施策の進捗そのものが環境政策として機能するよう多面的かつ複合的に取組を進めるものとします。



【「環境側面」の分類整理】

本計画において「環境側面」とする分類の整理、調和の観点を下記に示します。

環境資源の利用	現状の保全、共生	変化への適応
<p>人の活動は全て地球環境の制約下にあることを再認識し、負荷を軽減し、環境資源の持続的な利用を進めます。</p> <p>【例えば】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の資源利用 ・地産地消 ・フィールド体験、スポーツ ・エコツアーリズム ・公園の指定、活用 ・負荷低減型農林水産業 ・自然の公益的機能活用 ・水質浄化、森林整備 ・市民協調行動の活発化 	<p>環境・社会・経済、持続性の統合的な課題解決に取り組み、より持続可能性の高い地域の基盤づくりを進めます。</p> <p>【例えば】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種高付加価値化 ・産業間連携(6次等) ・新規創業、起業支援 ・定住、移住、空家等対策 ・廃棄物、衛生処理体制 ・海岸漂着物 ・子育て支援 ・担い手育成、人づくり ・ボランティア活動の奨励 	<p>環境変化と変化による直接的な影響を確認し、変化を受け入れる体制づくりと長期的リスクに備えます。</p> <p>【緩和策】 原因・傾向の排除・抑制</p> <p>【適応策】 影響・被害を回避・軽減</p> <p>「緩和」と「適応」双方で持続ラインを維持</p> <p>【例えば】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の基盤 ・第2、第3次産業の基盤 ・土、品種、生産の改良 ・植生保護・保全 ・有害鳥獣対策 ・河川、森林、海岸等の維持 ・工法、社会インフラの適応 ・地域防災、多機能体制 ・防災体制、災害廃棄物 ・福祉、医療体制

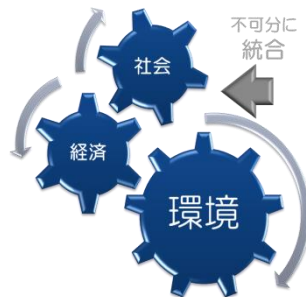
4-2. 5つの実行ポイント

分野別施策の立案及び実行にあたっては、5つの実行ポイントいずれかを手段として用い、環境ターゲットに基づく施策反映に努めるものとします。

- (A)「視点」… 行政運営・公共施策上における徹底
(「環境側面」の調和、環境マネジメント、環境負荷の低減、持続性の統合)
- (B)「機会」… 機会の創出、概念の醸成
(場とプログラム開発、体験活動、レクリエーション連携、保全活動)
- (C)「指定」… 地域指定と共生実践
(自然公園、環境共生推進地域、環境保全地域、保護区域、土地利用)
- (D)「人材」… 担い手育成
(学校教育・社会教育での環境プログラム、出前講座、認定、表彰)
- (E)「管理」… 環境管理
(環境基準の見える化、定期監視・定点観測、情報集約・提供)



総合計画及び個別計画の行動目標について、環境に密接に関係する項目を抽出し、環境の側面から進捗状況を共有します。



	項目	2024目標
I	環境共生推進のための地域指定の状況	7か所
	第1次産業における就労者、担い手の状況	延383人
	経常耕地面積(特別栽培米)の状況	600ha
	有害鳥獣による影響、被害の状況	26,000千円

	項目	2024目標
II	温室効果ガス削減(公共施設/市域)の状況	2013年比22%
	行政手続等のオンライン化の状況	15類型
	長時間労働者数の状況	0人
	農林水産物の品種適応の状況	各種随時
	市立小中学校の普通教室の空調化	小100%
		中100%
	浸水対策:既存インフラの維持管理:点検の状況	100%
	災害時応援協定締結の状況	80団体
	自主防災組織の構成状況	225行政区

	項目	2024目標
III	一般廃棄物の排出の状況(年)	22,844t
	一般廃棄物の焼却の状況(年)	13,477t
	廃棄物・衛生処理体制の状況	合理化
	下水道整備の状況	90.4%
	市内水洗化の状況	71.4%
	主要河川・閉鎖性水域における水質の状況	0.2mg/l以下

	項目	2024目標
IV	ごみ再資源化の状況	27.6%
	バイオマス利活用施設の状況	6施設
	電力消費に占める再生可能エネルギー等の状況	15%

	項目	2024目標
V	地域まちづくり計画策定の状況	80(155)件
	公共交通空白地の状況	100人
	市内製造品出荷額・年間商品販売の状況	工720億円 商686億円
	観光入込客・宿泊客の状況	240(55)万人
	体験型行事・イベント等の状況	18,600人
	将来に夢・目標を持った児童・生徒の状況	小95% 中90%
	環境学習(資料館等活用含む)の実施状況	延19,700人
	福祉ボランティア等育成の状況	3,500人

I

自然環境 【保護と活用】

～自然環境と共生する豊かな市民生活の実現～

環境ターゲット

- ① 「自然環境」を守りましょう
- ② 「生物多様性」を維持しましょう
- ③ 「森・里・川・海」の恵みを活かしましょう
- ④ 「外来生物・有害鳥獣」から地域を守りましょう
- ⑤ 「不法投棄・公害」を防止しましょう

重点施策

- 環境共生地域・保護区域・自然公園・体験エリア等の指定
- 自然環境資源活用型の産業における気候変動への適応と基盤強化
- 実践・実感、体験・体感、伝承・学習、各種機会の創出

SDGs協調項目



【推進計画】

- | | |
|---|---------------------------|
| ① | ● 保護・保全に努める活動の継続 |
| | ● 自然に健全な整備、保安、管理 |
| | ● 市民・地域主体となった行動促進 |
| | ● 憩い、触れ合い、学習の場としての活用 |
| ② | ● 在来生物の生息・生育域保護 |
| | ● 自然の能力に寄り添い活用する施策配慮 |
| ③ | ● 6次産業化と新たな事業形態の創出 |
| | ● 第1次産業の担い手、就業者等人材の育成 |
| | ● 組織化、生産性向上、副産物の活用、高付加価値化 |
| | ● 気候変動への適応対策 |
| ④ | ● 人と生物の境界線確保と適正な共存 |
| | ● 特定外来生物の監視、拡大阻止 |
| | ● 有害鳥獣の個体数調整、捕獲体制の強化維持 |
| ⑤ | ● 不法投棄や違法焼却、公害防止の監視指導 |
| | ● 情報共有、ネットや看板の設置、啓発の継続 |
| | ● 海岸漂着物対策の継続 |
| | ● 市民協働によるごみの発生抑制、回収、処理 |

市民行動

～市民生活上の行動指針の共有～

- 身近な自然環境、動植物に関心を持ちましょう。
- 人は生態系の一部であることを理解しましょう。
- 事業及び活動、生活における環境影響を意識しましょう。
- 身近な自然への配慮が、環境への配慮に繋がります。

II

地球温暖化 【緩和と適応】

～脱炭素型地域社会の構築と気候変動への適応～

環境ターゲット

⑥ 「地球温暖化」の防止活動に取り組みましょう

⑦ 「気候変動」に適応する地域づくりを進めましょう

1 海面上昇 高潮 (沿岸、島しょ)	2 洪水 豪雨 (災害)	3 インフラ機能停止 (電気供給、医療等のサービス)
4 熱中症 (死亡、健康被害)	将来の主要な リスクとは	5 食糧不足 (食糧安全保障)
6 水不足 (飲料水、灌漑用水の不足)	7 海洋生態系損失 (漁業への打撃)	8 陸上生態系損失 (陸域及び内水の生態系損失)

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより

重点施策

- 庁舎・その他公有財産に係る省エネ等エネルギー利用の高効率化
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 気候変動に適応した社会基盤整備と維持管理
- クールチョイスの推進(温室効果ガスを抑制する社会形成)

【推進計画】

⑥

- 温室効果ガス排出抑制に関する計画策定
- 使用エネルギー・フロン類の節減、省エネの推進
- 再生可能エネルギーの導入を促進
- コベネフィットの観点を持った取り組み
- 公共施設における、効率的なエネルギー利用
- 温室効果ガス排出責任の啓発と認識

⑦

- 熱中症等健康管理への注意喚起
- 気候変動に適応する農林水産物生産支援
- 災害による被害軽減等適応策の要望
- 自主防災組織の充実、地域の多機能化
- 気候変動及び影響等の変化観察の実施

市民行動

～市民生活上の行動指針の共有～

- エネルギー使用から出る温室効果ガス排出量に関心を持ちましょう。
- 機器や道具も地球環境に負荷を与えることを理解しましょう。
- 省エネのほか、居住地の地形や防災情報を意識しましょう。
- 脱炭素への配慮が、環境への配慮に繋がります。

SDGs協調項目

7 エネルギーをみんなに そしてグリーンに	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	11 住み続けられる まちづくりを	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう
--------------------------	-----------------------	----------------------	---------------------	------------------	------------------



Ⅲ

廃棄物・生活衛生 【抑制と処理】

～つくる責任・する自覚 抑制と適正処理～

環境ターゲット

- ⑧ 「廃棄物発生抑制」に取り組みましょう
- ⑨ 「廃棄物処理体制」の維持・強化を進めましょう
- ⑩ 「生活排水処理」の適正化に努めましょう

2017年度 区域内人口 (人)	ごみ排出量 (t)			1人1日あたり (g/人・日)		
	計画 収集量	直接 搬入量	自家 処理	生活系	事業系	計
56,093	15,830	7,969	0	650	510	1,160

重点施策

- 自発的で積極的な3Rの推進
- 既存焼却施設に係る長寿命化対策
- 次期焼却施設に係る方策検討と候補地選定
- 次期最終処分地選定と整備
- 災害ごみ等に係る方針の検討
- 生活排水処理に係る合理化、水洗化の推進

SDGs協調項目



【推進計画】

- ⑧
 - 出前講座や広報活動
 - 食品ロス削減の推進
 - 発生抑制、分別等資源化の推進
 - ルール・マナーに関する啓発
 - 災害・非常時における廃棄物処理のあり方検討
- ⑨
 - 一般廃棄物の適正処理、処理体制の維持・強化
 - 分別収集の随時調整と地域連携
 - 海岸漂着物の回収・処理
- ⑩
 - 公共水域の水質保全
 - 下水道接続の促進、水洗化推進
 - し尿処理施設運営等の合理化、施設統廃合調整
 - 下水道整備の早期完了

市民行動

～市民生活上の行動指針の共有～

- ごみの存在に関心を持ちましょう。
- ごみの排出責任者は、ごみにした人であることを理解しましょう。
- ごみにしない方法、出さずに済む方法を意識しましょう。
- 一人ひとりの心がけが、環境への配慮に繋がります。

一般廃棄物処理にかかる費用は 年間 約9.3億円（2017）
 市民一人あたりのごみ処理費用は 約 16,800円/年

IV

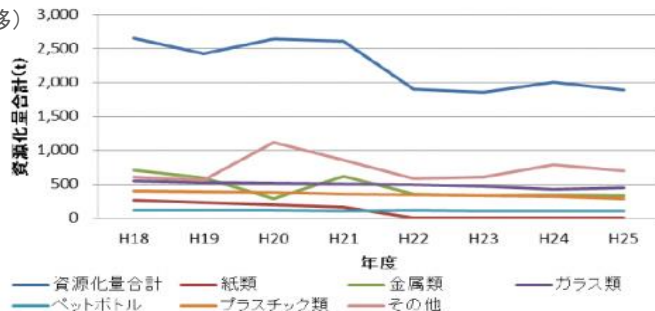
限りある資源 【循環と再生】

～自立した持続可能な循環型社会の形成～

環境ターゲット

⑪ 「資源循環・再資源化」を推進しましょう

(再資源化量の推移)



重点施策

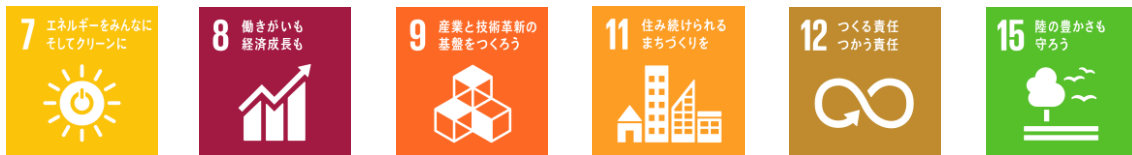
- 市内廃棄物に係る再資源化率の向上
- 地産地消型の再生可能エネルギー利用の推進
- 資源循環による温室効果ガス排出抑制への貢献

市民行動

～市民生活上の行動指針の共有～

- 「再利用」や「再資源化」に関心を持ちましょう。
- 分別対象は「ごみ」でなく「再活用」にあることを理解しましょう。
- 自給自足、地産地消、食品ロスを意識しましょう。
- 「循環」への配慮が、環境への配慮に繋がります。

SDGs協調項目



【推進計画】

⑪

- バイオマス利用、資源循環型産業の育成・支援
- 未分別ごみの分別排出・処理方策検討
- 焼却汚泥、焼却灰等の資源化検討
- 再資源化目的の事業等推奨

再生可能エネルギーの取り組み



V

社会環境 【選択と転換】

～環境負荷抑制の選択、モノから質へ価値観の転換～

環境ターゲット

- ⑫ 「自然・ひと・活動」の好循環を進めましょう
- ⑬ 「公共施策」へ環境ターゲットの統合を図ります
- ⑭ 「環境共生の文化と価値観」を日常生活で育みましょう
- ⑮ 「人づくり」に環境を取り入れましょう

重点施策

- 自然・ひと・活動が循環する環境資源の社会的活用を促進
- 社会インフラの維持管理における適応(持続)観点と対策
- 地域自治における多機能化と自立促進
- 情報発信、クールチョイスの啓発とボランティア活動の実践
- 人づくりの場面に環境接点と環境変化の実態を反映
- 「自然環境のある日常」発見・創造機会の創出

市民行動

～市民生活上の行動指針の共有～

- 人間活動の場は「自然環境」にあることに関心を持ちましょう。
- 日常の選択の中で様々な環境配慮ができることを理解しましょう。
- 環境を基準にした省資源型のライフスタイルを意識しましょう。
- 一人ひとりの主体性が、地域の自然浄化作用を育くみます。

SDGs協調項目



【推進計画】

- ⑫ ● 観光、農林水産業における自然資源活用の展開
- 高付加価値化や新商品開発
- 教育旅行、体験、滞在型の交流人口拡大
- 食の魅力に磨きをかけ、戦略的に観光へ活用
- 「滞在型観光・スポーツ観光」の浸透
- 山陰海岸ジオパークの保護・保全と活用
- ⑬ ● 公共施策への環境側面の統合(環境ターゲットの反映)
- ⑭ ● 国民運動クールチョイスの展開と定着
- ごみの分別、発生抑制への取り組み
- 地産地消・地産来消の推進、地域内消費の拡大
- 小規模多機能自治、地域ボランティア等活動支援
- ⑮ ● 持続可能な社会の作り手の育成
- 実践・実感、体験・体感、伝承・学習等、各種機会の創出
- 交流、意見交換、研さんなどの場の設定
- 社会教育活動を進める関係団体の育成、支援
- 担い手育成、出前講座の積極的展開、講師派遣

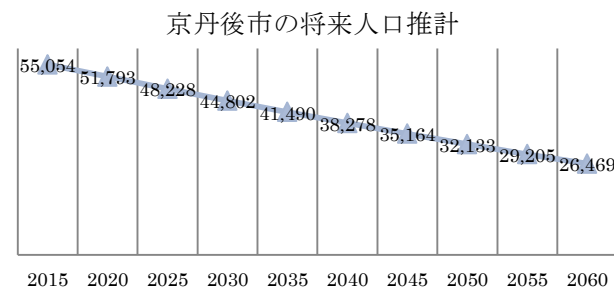
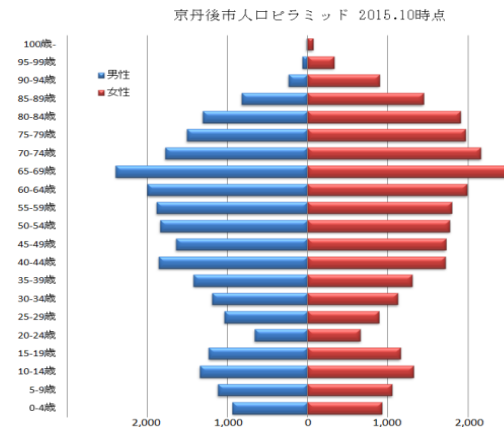
参考1-1. 策定にあたって

京丹後市は、京都府北部の丹後半島に位置し、東西約 35km、南北約 30km、面積501.84km²の広がりを持ち、標高700m 以下の山々とその山々を源流とする河川流域により盆地が形成されています。海岸は山陰海岸国立公園、丹後天橋立大江山国定公園に指定され、多様な自然形態を持っています。

貴重な自然環境・景観が良好な状態で残っているといえ、地形・地質的にも古来の特性を有し、海岸線は山陰海岸ジオパークとしてユネスコ世界ジオパークの認定(2018年現在)を受けています。

歩くと音を奏でる鳴き砂で有名な琴引浜では、不純物を含まない状態でしか音が鳴らないため地元住民による保護・保全活動などが続けられていますが、近年は、大量の海岸漂着物や海岸利用者によるゴミの放置、台風の大型化等自然現象の変化などによって、海岸及び山林環境の悪化や機能の低下、観光業及び農林漁業への影響等が懸念される状態となっており、災害への多くの備えを要する環境特性を持っています。

- 私たちは、恵み豊かな自然及び生活環境をかけがえのない財産として保全し、将来の世代に引き継ぐ責務を有しています。
- 一人ひとりが環境の有限性を深く認識し、環境に接する私たちの行動、活動全般を環境負荷の少ないものに改めていくことが求められています。



(出典) 京丹後市の将来推計人口(社人研)

参考1-2. 策定の背景

- 2009年度から2018年度を計画期間として、第1期京丹後市環境基本計画を策定し、計画に基づく施策を進めてきました。
- 第1期計画の実績を継承し、環境対策を「新しい価値観を発見する」楽しみと捉え、各種計画と連携した複合的な計画とすることが望めます。
- 環境問題は、何も対策を講じない場合は将来にわたって今の生活環境を持続できないといわれるまでに進展しています。
- 環境問題は、社会や経済の仕組み、今まで通りの生活そのものの持続可能性を脅かすものとされています。

京丹後市まちづくり基本条例

- 美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちづくり

京丹後市第2次総合計画基本計画

- 次世代への美しい自然環境の継承
- 新エネルギーの開発と活用促進
- ごみの削減と再資源化の推進

京丹後美しいふるさとづくり条例

- 豊かで美しい環境の保全
- 取組みを通じた環境共生
- 持続可能なまちづくり

京丹後市第2期環境基本計画

- 「保護と活用」 自然環境
- 「緩和と適応」 地球温暖化
- 「抑制と処理」 廃棄物・生活衛生
- 「循環と再生」 限りある資源
- 「選択と転換」 社会環境

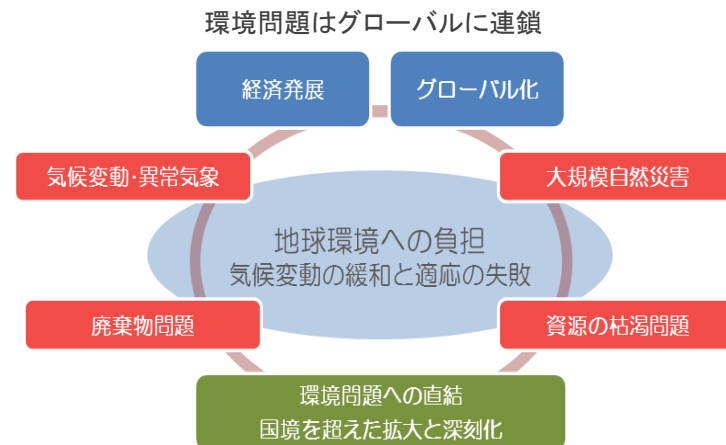
参考2-1. 世界の状況

【パリ協定】

- 2015年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において「パリ協定」が採択されています。
- 世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下方に保持するとともに、1.5℃に抑えることを追及するとされています。
- 今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること等で合意しています。

【持続可能な開発目標「SDGs」】

- 2015年9月、「国連総会・国連持続可能な開発サミット」において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されています。
- 国連加盟国が2030年までに取り組む持続可能な世界を実現するための国際的な目標が設定されています。
- 世界全体の経済、社会、環境の三側面を調和させる統合的かつ普遍的取組として169のターゲットが設けられています。



参考2-2. 我が国の動向

【社会動態】

- 我が国の人口は、2065年には8,808万人と現在の約3分の2までに縮小し、高齢化率は38.4%に急上昇することが予測されています。
- 今ある社会構造が根底から転換を迫られる状況が間近に迫っていることを意味しています。

【パリ協定を踏まえた取組】

- 温室効果ガスの排出量で2030年度に2013年度比26%削減を達成し、2050年までに80%削減を目指すとしています。
- 気候変動は、災害、高温による農作物の品質低下、動植物・農作物の分布域の変化など、自然及び人間社会に影響を与えつつあります。
- 温室効果ガスの排出抑制等を行う「緩和」だけでなく、現状や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進める動きが加速しています。

【「SDGs」を踏まえた取組】

- 「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」が設置され、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を決定しました。
- 実施指針には「省エネルギー・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会の推進」、「生物多様性、森林・海洋等の環境の保全」が盛り込まれています。
- 地方自治体でも、地域における環境・経済・社会の状況を把握するツールとしてSDGsの活用が進みつつあります。

【第五次環境基本計画】

- 環境基本法に基づき2018年4月に閣議決定されています。
- SDGsの考え方を活用し環境・経済・社会の統合的向上を目指す内容で、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」が示され、経済社会システム、ライフスタイルなど観点からのパラダイムシフトを求めています。
- 「地域循環共生圏」の考え方が新たに提唱され、各地域の自立・分散型の社会形成が求められています。



第五次環境基本計画 地域循環共生圏のイメージ

【国民運動COOLCHOICE】

- 2030年度温室効果ガス排出量2013年度比26%削減達成に向け「COOL CHOICE(クールチョイス)」が展開されています。
- 「製品」「サービス」「行動」などにおいて温暖化対策に資する「賢い選択」、低炭素な行動実践が進められています。



未来のために、いま選ぼう。